

岩手県告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者及び事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和8年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問入浴介護

居宅介護事業者		主たる事務所の 所在地	居宅介護事業所		所在地	変更年月日
名 称			名 称			
変更前	変更後		変更前	変更後		
アサヒサンクリ ーン株式会社	株式会社ASC are	静岡県静岡市葵 区本通十丁目8 番地の1	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター一関	アスクエア訪問入 浴 一関	一関市山目字十二 神122番地3	令和7年11月 22日
アサヒサンクリ ーン株式会社	株式会社ASC are	静岡県静岡市葵 区本通十丁目8 番地の1	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター花巻	アスクエア訪問入 浴 花巻	花巻市西大通り一 丁目10番9号 S ARACA 1階B 号室	〃

2 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		主たる事務所の 所在地	介護予防事業所		所在地	変更年月日
名 称			名 称			
変更前	変更後		変更前	変更後		
アサヒサンクリ ーン株式会社	株式会社ASC are	静岡県静岡市葵 区本通十丁目8 番地の1	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター一関	アスクエア訪問入 浴 一関	一関市山目字十二 神122番地3	令和7年11月 22日
アサヒサンクリ ーン株式会社	株式会社ASC are	静岡県静岡市葵 区本通十丁目8 番地の1	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター花巻	アスクエア訪問入 浴 花巻	花巻市西大通り一 丁目10番9号 S ARACA 1階B 号室	〃